

令和3年12月2日

保護者様

兵庫県立北須磨高等学校
校長 中井 修

緊急事態宣言解除後の対応について（一部内容の変更）

兵庫県に発出されていた緊急事態宣言・まん延防止措置は9月末をもって解除されました。解除後の教育活動については、9月30日付け文書でお知らせしているところですが、県教育委員会の通知により、この度その内容に一部変更がありましたので下記のとおりお知らせします。

変更部分以外は、これまでの対応と変わるところはありませんので、感染防止対策について引き続きご理解とご協力をお願いします。

記

- 1 次のような感染防止対策を徹底する（原則として従来と変わらず）
 - ・規則正しい生活と毎日の健康観察を行い、感染の疑いがある場合（発熱やひどい咳等の風邪症状がある、PCR検査を受けている、など）、※同居の家族が同様の状態である場合には、生徒は登校・部活動等を含め外出しないこと

※変更部分

12月1日時点で、地域の感染レベルの指標が低い状態、すなわち「緊急事態宣言・まん延防止措置が発令されていない状況」にあるため、同居の家族が発熱やひどい咳等の風邪症状である場合、またPCR検査を受けている場合でも、生徒本人の登校を可能とします（出席停止にはなりません）。ただし、登校の可否に判断が必要な場合もありますので、状況によっては学校にご相談ください。

- ・学校内・登下校時はもとより、塾の行き帰りや友人と活動をとともにする際にはマスク着用を徹底し、感染リスクの高い飲食をしながらの会話をしないなど基本的な感染対策をとること
 - ・部活動等においても、運動時以外の場面ではマスク着用を徹底すること
- 2 教育活動（令和3年10月1日～）
 - ・「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施したうえで行うこと
 - ・県外での活動（修学旅行を含む）は、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法などを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施すること
 - 3 部活動（令和3年10月1日～）
 - ・十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動（練習試合、合宿等を含む）を行う
 - ・活動日及び時間は、平日（4日）で2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とすること（いきいき運動部活動（4訂版）等に基づいた活動）
 - ・部内での感染者が発症した場合（部員同士、顧問と部員等）は、1日は全ての部活動を休止し、感染対策を確認すること